1 計画の位置付け

- ◆ 区は、「グランドデザイン構想」およびその実現に向けた「第2次ビジョン」、環境都市練馬区宣言における区の目指す姿を踏まえ、望ましい環境像として「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を定めた。
- ◆ 令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和32(2050)年の脱炭素社会実現に向けて、新たな脱炭素の施策と取組を位置付けた計画を策定することとした。
- ◆ 本計画は、望ましい環境像の実現に向けて、広範囲に及ぶ環境分野の施策を「エネルギー」、「みどり」、「清掃・リサイクル」、「地域環境」の4分野に体系化した「環境基本計画2020」を発展的に継承する。
- ◆ 分野ごとに、脱炭素社会実現に向けた新たな施策の位置付け、既存の取組についての時点修正を行い、それぞれ目指す方向性と重点施策を明らかにする。 各分野の取組は、第2次アクションプラン、個別計画に基づき推進する。

2 環境分野の総合的な計画

- ◆ 本計画は、総合的な環境施策の推進を図るため、「練馬区エネルギービジョン」および「練馬区環境管理実行計画」の内容を統合した環境分野の総合的な計画として策定する。
- ◆ 「みどり」、「清掃・リサイクル」の2分野については、本計画の施策の方向性に基づいた分野別計画として「練馬区みどりの総合計画」および「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を策定して施策を推進する。

3 法に基づく計画の位置付け

本計画は、練馬区における、地球温暖化対策の促進に関する法律(温対法)に 定める「地方公共団体実行計画(区域施策編および事務事業編)」、気候変動適 応法に定める「地域気候変動適応計画」として位置付ける。

4 計画期間

策定から令和12 (2030) 年度末まで とする。

本計画は、第2次ビジョンやアクションプランの進捗状況に応じた見直しを 行う。

本計画は、2050年カーボンニュートラルを目指して、将来の技術革新や新技術の社会実装を想定した2031年度以降の施策の方向性についても一部示す。

5 総合的な環境施策の推進

- ◆ 2050年カーボンニュートラルの達成と望ましい環境像「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」の実現には、4分野の施策の方向性を踏まえて、横断的・総合的に取組を進めることが必要不可欠
- ◆ 区のCO₂排出量の約5割を占める家庭部門の低炭素化・脱炭素化は、カーボンニュートラルを意識した区民一人ひとりの行動変容なくして達成することは困難区の率先した取組だけでなく、区民、事業者、各種団体など区内の全ての主体と協働して、本計画の施策を推進する。

区民生活に身近な省エネや3Rの取組は、施策の実効性を高めるため、従来の枠組みにとらわれず、横断的・総合的な1つの施策として位置付ける。これに合わせて、区の環境施策推進体制見直しについても検討を進める。

6 温室効果ガス排出量の削減目標

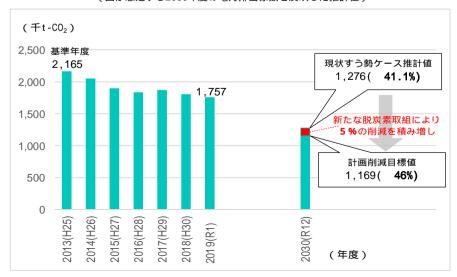
2030年度までに二酸化炭素排出量を46%削減(2013年度比)する。

2050年カーボンニュートラルに向けて、区内で排出される温室効果ガスの9割を占める二酸化炭素について、2030年度までの削減目標を環境基本計画2020の 26%から 46%へと引き上げる。

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の2030年度の CO_2 排出量の推計値(現状すう勢ケース)と、国が想定する2030年度の電力排出係数を反映した区の CO_2 削減率は、基準年度(2013年度)比 41.1%と推計される。

削減目標 46%の達成のためには、本計画に新たに位置付ける様々な脱炭素の取組により、あと5%の削減の積み増しを図る必要がある。

現状すう勢ケースの2030年度CO₂推計結果 (国が想定する2030年度の電力排出係数を反映した推計値)



みどりの風吹く

豊かな環境のまち

ねりま

既築住宅の省エネ化・再 エネ設備導入を促進し、 自立分散型エネルギー社 会の実現を図る

区民・事業者との協働による脱 施策1 炭素の取組の推進

施策2 先進技術の導入・運用

区の率先した取組 施策3

既築住宅等の省エネ化・再エネ導入の促進 建築物のゼロエネルギー化の推進 自動車のゼロエミッション化の推進

多様な主体との協働による環境教育・啓発 の推進

トリジェネレーション実用化に向けた研究・ 実証

地域コジェネレーションの運用

超高効率燃料電池システムの実証 水素エネルギーの活用の検討

区有施設のさらなる省エネルギー化 区有施設への再生可能エネルギー導入促進 導入の両立

エネルギーの安定供給と低炭素エネルギー

公用車のZEV化と充電インフラ整備

事務事業におけるプラスチック使用の削減

練馬のみどりに満足して いる区民の割合80%を目 指し、みどりのネット ワーク形成と区民ととも にみどりを守り育てる仕 組みづくりを推進する

施策1

みどりのネットワークの形成

みどりを育むムーブメントの輪 施策2 を広げる

関連個別計画:みどりの総合計画

みどりの拠点となる大規模な公園づくり 特色ある公園の整備

都市インフラ整備におけるみどりの創出 豊かさを感じられる緑化の推進

重要な樹林地の保全 都市農地の保全と低炭素な農業経営の支援

個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充 公園や憩いの森の区民管理の拡充 みどりを守り育てる人材や団体の育成

みどりを育む基金を通じた身近なみどりに 関わる機会の拡充

清掃・リサイクル

ごみの発生抑制・再使用 の促進、多様な資源循環 の推進、適正処理の推進 を通じて、みどりあふれ る循環型都市の実現を目 指す

施策1

ごみの発生抑制・再使用の促進

施策2

多様な資源循環の推進

食品ロスの削減 不用家具等の再使用

不燃ごみ資源化 プラスチック資源の分別回収・資源化

資源集団回収への参加促進

関連個別計画:一般廃棄物処理基本計画

・良好な交通環境の整備、良 好な生活環境の保全、気候変 動への対応を推進し、みどり 豊かで快適な地域の環境を創 出する

・省エネ行動の促進、3Rの 促進、プラスチック使用の抑 制を一体的に推進し、環境・ リサイクル分野の区民活動の 輪を広げる

身近な生活における省エネ・ リサイクルの推進

総合的な環境学習・普及啓発と 情報発信の充実

まちづくりを通じた良好な都市 環境の整備

安心して生活できる環境の保全

分野を横断した区民活動の一体支援 リサイクルセンターを起点とする総合的な ・啓発

身近に実施できる具体的な節電対策の周知

環境学習の推進

多様な主体との協働による環境教育・啓発の推進(再掲) 地球温暖化対策地域協議会による情報発信の充実

都市計画道路の整備

雨水流出抑制対策の推進 西武新宿線連続立体交差化 公共交通空白地帯の解消 自転車利用環境の整備

騒音や振動、大気汚染などの防止 大気汚染・土壌汚染リスク低減

暑熱環境対策の推進

大江戸線延伸

分野ごとの取組方針・重点施策(1.エネルギー分野)

2030年に向けて

2030年CO₂排出量 46%を達成するために、これまでの自立分散型エネルギー社会実現に向けた取組を強化・充実します。特に区内排出量の7割超を占める家庭・業務部門に由来するCO₂を削減する取組の充実と加速化を図ります。

新たな脱炭素の施策・取組

施策1 区民・事業者との協働による脱炭素の取組の推進

既築住宅等の省エネ化・再エネ導入の促進

- 住宅都市練馬区の特性を踏まえ、太陽光発電および蓄電池導入など既築住宅の省エネ化・再エネ導入を加速してCO₂削減量の拡大と、エネルギー需要の平準化、災害時の強靭性向上を促進します。
- 省エネ・再エネ設備設置補助制度は、社会状況や区民ニーズ、技術革新に即して補助メニューの追加・充実を図ります。さらにリースや屋根貸しによるイニシャルレスな太陽光発電設備導入など新たな選択肢を区民や事業者へ周知します。

建築物のゼロエネルギー化の推進

• 太陽光発電に加えエネルギー変換効率の高い太陽熱利用など様々な再生可能エネルギーの活用を促します。

自動車のゼロエミッション化の推進

- 東京都は、2030年までに乗用車新車販売を100%非ガソリン化し、販売台数に占めるZEVの割合を50%とする目標を掲げました。
- ZEVの普及に伴い、計画期間後期には、既築集合住宅の駐車場等で充電インフラの整備が課題となることが予想されます。都と連携して、充電インフラ整備を推進します。

多様な主体との協働による環境教育・啓発の推進

インターネットやスマートフォンの活用等により情報発信を工夫し、様々な世代に向けた区民一人ひとりの脱炭素取組を促進します。

施策2 先進技術の導入・運用

トリジェネレーション実用化に向けた研究・実証

都市農業の新たな形態として高糖度トマトなど高付加価値野菜のハウス栽培・直売に区内農業者が取り組んでいます。ハウス栽培に必要な電力・熱に加え、生育促進と糖度を高めるために使用するCO₂を高効率燃料電池システムから供給する「トリジェネレーション」実現に向けた研究・実証を農業者・エネルギー事業者と協働して進めます。

地域コジェネレーションの運用

• 順天堂練馬病院および練馬光が丘病院に整備した地域コジェネレーションの運用訓練を継続的に実施し、災害拠点病院と医療救護所の強靭性を確保します。

超高効率燃料電池システムの実証

• 田柄特別養護老人ホームで実施している「超高効率燃料電池システム」のモデル事業で、省エネルギー効果を検証します。

水素エネルギーの活用の検討

• 区内の水素ステーションの活用拡大や、新たなステーション設置について関係者と協議を進めます。

施策3 区の率先した取組

区有施設のさらなる省エネルギー化 区有施設への再生可能エネルギー導入促進 公用車の Z E V化と充電インフラ整備 エネルギーの安定供給と低炭素エネルギー導入の両立 事務事業におけるプラスチック使用の削減

別紙参照

2050年に向けて

計画期間の後期以降、技術革新等の動向に即して、カーボンニュートラル実現に向けた取組を進めます。

将来的に実現を目指す取組

集合住宅のさらなる省エネ化

- 排出係数の小さい都認定事業者から熱供給を受けた場合CO₂削減分として認められる「低炭素熱」を活用して、清掃工場の排熱を活用した地域冷暖房の低炭素化を目指します。
- 超高効率燃料電池システムの実証結果を活かした小型超高効率燃料電池システムの社会実装により、集合住宅への本格導入を目指します。

エネルギーのネットワーク化

- 電力の需給バランスを調整するため、小売電気 事業者が、電力需給ひっ迫時に区民や事業者に 消費電力の削減を求める節電マネジメント(デ マンドレスポンス)の取組を推進します。
- 災害時に太陽光発電、蓄電池など域内の電力を 活用して近隣地域の電力供給を賄う「地域マイ クログリッド」の導入を目指します。
- 家庭用燃料電池システム等、区域内の小規模分散型エネルギー機器をネットワーク化して1つの発電所のように機能させるVPP(Virtual Power Plant/仮想発電所)の検討を進めます。

特種車両のゼロエミッション化

車両開発状況を踏まえ、コミュニティバスや清掃車をZEV(走行時にCO₂排出が無NEV・FCV・PHV)に置き替えます。

未利用エネルギーの活用

• 地中熱、河川水、下水など、これまで利用されていないエネルギーの活用を目指します。

2030年に向けて

事業者としての区の CO_2 削減目標は、従来の 26%から、本計画の区域施策編の目標 46%(2013年比)へと引き上げました。 従来の新築・改築に合わせた施設の省エネ化・再エネ導入では目標達成を見通せないことから、PPAモデルなど様々な手法を活用して、既築の区立施設の省エネ化・再エネ導入を一気に加速させて削減量を上積みします。

新たな脱炭素の施策・取組

区有施設のさらなる省エネルギー化

- 施設の新築・改築時には、建築物の用途や特性等を踏まえ原則として一次エネルギー消費量の30%~50%以上削減を目指します。 (ZEB Readyや規模・用途によりZEB Orientedとなる水準相当)
- LED照明や高効率空調の導入などの省エネルギー化を徹底します。
- 改正建築物省エネ法が令和7(2025)年4月から施行され、300㎡未満の小規模建築物も省エネ基準適合義務化の対象となります。 今後、設計に着手する施設は、改正法の施行に先んじて全て省エネ基準に適合するようにします。

区有施設への再生可能エネルギーの導入促進

- 再生可能エネルギー設備の導入を促進します。太陽光発電設備は蓄電池とセットで整備することとし、避難拠点となる小中学校への整備を優先します。
- 従来の新築・改築に合わせた施設の省エネ化・再エネ導入では2030年度の目標達成を見通せないことから、初期費用が不要のPPA モデルなど様々な設備設置の手法を活用して、既築の区有施設の省エネ化・再エネ導入を一気に加速させます。

公用車のZEV化と充電インフラ整備

- 計画期間内に全ての公用車(業務適合車種がない場合除く)をHV(ハイブリッド)を含む電動車とします。さらに計画期間後期には、公用車の50%をZEV(走行時にCO。を排出しないEV・FCV・PHV)とすることを目指します。
- 公用車ZEV化の進捗に応じて、保管場所となる区立施設等の充電インフラ整備を進めます。
- 職員の移動用の公用バイクについて、環境性能や静音性などのメリットがあるEVバイク化に向けて、実証を行います。

エネルギーの安定供給と低炭素エネルギー導入の両立

- 区は高圧電力入札で大きな CO_2 削減効果と経済効果を享受しましたが、LNG価格高騰で契約先が破産・供給停止し、最終保障供給契約で電力供給を受ける事態となりました。
- 災害時の活動拠点となる本庁舎電力の安定供給は最優先課題であり、高圧電力とは別に、特別高圧電力の契約のあり方について区の考え方を再検討して整理します。

事務事業におけるプラスチックの削減

- 事務事業におけるプラスチックごみの発生抑制をさらに強化します。
- マイボトル利用促進の取組として、今和5(2023)年度から区施設にマイボトル対応給水機を設置します。

豊かさを感じられる緑化の推進(再掲)

- みどりの総合計画の中間見直し(令和5年度予定)において、目に見える緑等を増やす取組を検討します。
- 東京都環境確保条例改正により令和7(2025)年度から新築建築物等への太陽光発電設備等の設置が義務付けられ、都基準を上回る 公共施設に対する区独自の緑化基準と都条例との整合性を確保する必要があります。

2050年に向けて

計画策定時点では直ちに実現が困難であっても、 今後の技術革新等による社会実装の状況を踏まえ、 計画期間の後期以降に実現を目指します。

将来的に実現を目指す取組

特種公用車のZEV化

• 清掃車、トラック、コミュニティバス等の公用 車について、車両開発状況等を踏まえZEV化 を目指します。

ゼロカーボン・ドライブおよび R E 100化の 推進

- 自家発電や再エネ電力の購入により、区が事業 活動で消費する電力全てを再生可能エネルギー で賄う「再エネ電力100%(RE100)」を目指し ます。
- ZEV化した公用車の使用電力を再エネ100% 電力として温室効果ガス排出量を完全にゼロと します。
- 災害時の緊急電源としてZEVを活用する取組 を拡大します。

再生可能エネルギー熱の活用

• 太陽熱、地中熱、バイオマス熱等、様々な再生 可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯 設備等の導入を目指します。

木材利用の促進

• 木材利用促進法を踏まえ、木材利用を促進する ために、公共建築物における木造化や内装等の 木質化を推進します。